氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和8年11月11日実施　関東運輸局法令試験問題
（特定指定地域・京浜交通圏）
解答用紙

Ⅰ

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

Ⅱ

41		42		43		44		45	

令和8年11月11日　関東運輸局法令試験問題
（特定指定地域・京浜交通圏）

（注意事項）１　本試験問題については、特段の指示がない限り、令和８年５月１日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
２　本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

Ⅰ　次の１から４０までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

１　整備工場への運行等、旅客の運送を目的としない場合には、年齢、運転の経歴その他政令に定める要件を備えた者でなくてもタクシーを運転することができます。

２　身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）に規定する身体障害者補助犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することはできません。

３　一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、損害賠償に関する事項を定めることが必要ですが、交通事故に係る損害賠償限度額及び補償支払の損害保険会社を定める必要はありません。

４　輸送実績報告書の事故件数は、重大事故件数のみ記載することとなっています。

５　旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。

６　一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、６月以内において期間を定めて当該事業の停止を命ぜられることがあります。

7　タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内のタクシー事業者が、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）に納付する負担金は、タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修及びタクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営等適正化業務の実施に係る経費に充てられます。

8　一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客から収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによることが規定されています。

9　個人タクシー事業者は、原則として、タクシーに応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該タクシーを旅客の運送の用に供することはできません。

１０　道路運送車両法に規定されている自動車の乗車定員を超える旅客の運送を申し込まれたときは、道路運送法の規定により、運送の引受けを拒絶することができます。

１１　登録自動車の所有者は、当該登録自動車が滅失したときには、永久抹消登録の申請をしなければなりません。

１２　旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により、当該旅客が負傷したときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講じなければなりません。

１３　個人タクシー事業者は、休止している事業を再開した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。

１４　個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車が故障により使用できなくなった場合、一時的にでも自家用自動車を使用して事業を行うことはできません。

１５　自動車事故報告規則の規定に基づく報告書は、管轄の警察署が発行する事故証明書をもってこれに代えることができます。

１６　迎車又は無線待機の場合、タクシー運転者は「回送板」を掲出しなければなりません。

１７　タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から６ヶ月間と定められています。

１８　個人タクシー事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の許可を取り消されることがあります。

１９　個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合には、苦情の内容等の事項を記録し、かつ、地方運輸局長に報告し、その記録を整理して１年間保存しなければなりません。

２０　一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められたときは、運送約款の変更等を命ぜられることがあります。

２１　個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証を他人に譲り渡すことはできませんが、貸与することはよいことになっています。

２２　運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定めなければなりません。

２３　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならないことが規定されています。

２４　一般旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がありますが、個人タクシー事業者は提出する義務はありません。

２５　道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。

２６　道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図ることが目的に含まれています。

２７　休憩又は仮眠した場合は、その地点及び日時を業務記録に記録しなければなりません。

２８　道路運送法等の法令違反により期限更新で１年後の許可期限を付された個人タクシー事業者は、期限更新日から６ヶ月以内に地方運輸局等が主催する研修を受けることが義務付けされます。

２９　個人タクシー事業を廃止しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要ですが、この際、提出する届出書には「廃止する理由」を記載する必要があります。

３０　個人タクシー事業者は、旅客の請求に応じ運賃又は料金の額を記載した領収証を発行した場合、その発行枚数を業務記録に記録しなければなりません。

３１　個人タクシー事業者の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が５㎡大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。

３２　個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転落する事故を引き起こした場合であっても、死者又は重傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。

３３　タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、タクシー乗り場の数が著しく多いと認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。

３４　旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、道路運送車両法の規定による日常点検をし、又はその確認をしなければなりません。

３５　一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わることが規定されています。

３６　一般旅客自動車運送事業者は、他人に事業を貸渡し、その名において経営させてはならないが、個人タクシー事業者についてはこの限りではありません。

３７　個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、当該変更があった日から１ヵ月以内にその訂正を受けなければならないことが、タクシー業務適正化特別措置法施行規則に規定されています。

３８　一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合にあっては、自動車事故報告書を提出すれば、事故の記録をする必要はありません。

３９　個人タクシー事業者が、運賃及び料金をクレジットカードにより精算しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。

４０　時間制運賃は、営業所（無線基地局を含みます。）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用します。

Ⅱ　次の条文の４１から４５までの（　　）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

（旅客自動車運送事業運輸規則）

第十八条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な（４１）をしなければならない。

一　旅客の運送を（４２）すること。

二　旅客を（４３）まで（４４）すること。

三　前各号に掲げるもののほか、旅客を（４５）すること。

ア　保護	イ　出発地	ウ　継続
エ　管理	オ　送還	カ　救護
キ　到着地	ク　終了	ケ　処置
コ　搬送		

令和8年11月11日実施　関東運輸局法令試験問題
（特定指定地域・京浜交通圏）模範解答

※　この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策課にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。
　なお、実物の解答用紙の様式は用紙がＢ４サイズ縦で横10マスの４行ですが、Ａ４サイズだと窮屈なので従来通り５マス８行のままにしています。

Ⅰ

1	○ 運25	2	○ 輸13+52	3	○ 運施12	4	× 報告様式	5	○ 輸2
6	○ 運40	7	○ 特34	8	○ 約款5	9	○ 輸43	10	○ 運13
11	○ 車15	12	○ 輸19	13	○ 運施66	14	○ 運78	15	× 事故3
16	× 輸50	17	× 点検4	18	○ 特52	19	× 輸3	20	○ 運31
21	× 特施34	22	× 運施4	23	○ 輸44	24	× 報告2	25	× 運3
26	○ 車1	27	○ 輸25	28	○ 期限更新	29	○ 運施25	30	× 輸25
31	× 運15ほか	32	× 事故2+3	33	× 特2−2	34	○ 輸50	35	○ 約款7
36	× 運33	37	× 特施31	38	× 輸26−2	39	× 規定なし	40	○ 運賃制度

Ⅱ

41	**ケ**	42	**ウ**	43	**イ**	44	**オ**	45	**ア**

■　新型設問はありません。漢字・ひらがな、読点だけの違いは既出扱いです。